

平成27年度「滋賀県産業安全の日 無災害運動」実施要綱

滋賀労働局

1 趣旨

滋賀労働局では、平成3年から11月15日を「滋賀県産業安全の日」と定め、労働災害防止についての意識の高揚を図ってきたところであるが、より多くの事業場・業種において労働災害防止に向けた機運を向上させること、その他各事業場で既に取り組んでいる安全衛生活動の実効性を高めることを目的として、滋賀県産業安全の日を中心とする1か月間の無災害運動を提唱し、事業場の自主的な取組を活性化し、年末に向けての労働災害防止の意識高揚を図ることとする。

2 主唱者

滋賀労働局・各労働基準監督署

3 主催者

(公社) 滋賀労働基準協会
建設業労働災害防止協会滋賀県支部
陸上貨物運送事業労働災害防止協会滋賀県支部
林業・木材製造業労働災害防止協会滋賀県支部
(一社) 日本ボイラ協会京滋支部
(一社) 日本クレーン協会滋賀支部
(公社) 建設荷役車両安全技術協会滋賀県支部
(一社) 滋賀ビルメンテナンス協会

4 実施者

県内の事業場

5 運動期間

平成27年11月1日(日)～11月30日(月)

6 参加申込期間

平成27年9月1日(火)～10月23日(金)

7 参加等の手続き

各事業場は、様式1により主催者又は滋賀労働局労働基準部健康安全課(以下「労働局健康安全課」という。)へ、参加申込みを行う。

各事業場は、運動期間終了後、様式2により主催者又は労働局健康安全課へ、結果報告を行う。

8 その他

(1) 実行委員会

滋賀労働局及び主催者で「滋賀県産業安全の日無災害運動実行委員会」（以下「実行委員会」という。）を組織する。

実行委員会は、参加事業場に対して、結果報告書の提出後、原則として参加証（様式3）を交付する。なお、主催者は、本運動を通じて知り得た参加事業場の情報（公表情報を除く。）をみだりに開示しないものとする。

(2) 労働局健康安全課は、次の事項を行う。

- ・参加勸奨チラシ（別添）、申込・結果報告様式を準備し、各主催者や各労働基準監督署（以下「各監督署」という。）に必要数を送付する。
- ・本運動の概要を滋賀労働局ホームページに掲載するとともに、マスコミを通じて広報を行う。
- ・各主催者あての申込みを含め、参加状況を取りまとめて、参加事業場名（非公表希望の事業場を除く。）を同ホームページに掲載する。
- ・各主催者あての報告を含め、結果を取りまとめて、期間中に無災害であった参加事業場名（非公表希望の事業場を除く。）と併せて、同ホームページに掲載する。
- ・継続して実施することを念頭に、効果の把握等を行う。
- ・参加証の交付に当たって、書面の用意、発送などの事務を行う。

(3) 各監督署は、全国労働衛生週間趣旨説明会等、あらゆる機会に参加勸奨を行うとともに、管内の業界団体等に対して会員事業場への参加案内を行うよう働きかける。

(4) 各主催者は、会員事業場に参加案内を行う。会員からの参加申込書や結果報告書を受け付け、労働局健康安全課に送付する。なお、任意団体（法人格の無い団体）は主催者として取り扱わない。

また、労働局健康安全課がとりまとめた結果を活用し、期間後、会員事業場等の安全衛生対策の一層の推進を図る。

(5) 上記（4）の事務をすべて行うが、（1）の実行委員会に加わらない者は、「協賛者」として取り扱う。協賛者は、その協賛者の希望に応じて、その時点で反映可能な各チラシなどに協賛者である旨を明示する。なお、任意団体は協賛者として取り扱わない。

(6) 上記（4）の事務の全部を行う者（任意団体に限る。）又は上記（4）の事務の一部を行う者は、「協力者」とする。協力者は、その協力者の希望に応じて、その時点で反映可能な各チラシなどに協力者である旨を明示する。

注：3の主催者のほか、協賛者や協力者は、該当があれば、滋賀労働局が随時追加する。